

事 務 連 絡  
平成20年3月17日

各地方運輸局企画観光部交通企画課長 殿  
神戸運輸監理部総務企画部企画課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部企画室長 殿

総合政策局交通計画課企画調整官

### 地域公共交通総合連携計画の記載方法等について

当課が事前相談を受けている地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法律」という。）第5条第2項各号に定める事項が記載されていない、または判別しづらい等の事例が多々見受けられる。

連携計画については、その内容に関しては、地域公共交通活性化・再生総合事業調整会議において示されたように、国の価値観・尺度、評価を押しつけず、地域の自主性を尊重すべきであるが、その形式等法定要件としての連携計画の記載項目や法定協議会の構成員等については、法律の要件に沿っていることが必要であり、各地方運輸局等におかれては、市町村等からの相談に対して、下記の事項に留意の上、対応することとされたい。

なお、下記により難い特段の事情がある場合は、個別に相談されたい。

### 記

- 1．連携計画には、法律第5条第2項第各号に掲げられた内容が記載されていることが明確に分かるように、法律上のそれぞれの項目を記載した上で、それぞれの項目毎に内容を記載すること。
- 2．特に、法律第5条第2項第4号の「事業」については、国の支援の対象になり得るものであり、対象が明確になるように記載すること。また、同4号の事業の「実施主体」についても、協議会の構成員（または、個別協議の協議先）になる必要があることから、当該主体を特定・明記した上で、協議会の構成員（または、個別協議先）になっていることを確認すること。

以上